

2021年9月15日

大阪府教育委員会
教育長 橋本正司 様

大阪府立高等学校教職員組合
執行委員長 志摩 毅

新型コロナウイルス対策に関する緊急申し入れ（追加）

新型コロナウイルス感染症「第5波」感染拡大のもと、大阪府では8月2日に発令された緊急事態宣言が9月30日まで延長されています。今年度4月以降、まん延防止等重点措置と緊急事態宣言が切れ目なく連続する深刻な状況です。府立高校でも感染者発生による臨時休校が常態化しており、生徒・教職員の不安が増大し、教育活動に重大な支障が生じています。科学的知見に基づく、抜本的感染防止対策が求められます。

こうした中、8月27日に文部科学省が「対応ガイドライン」を示し、これを受けて府教委は9月2日付で「児童生徒等及び教職員に感染者が確認された場合の基本的な対応について」を通知しました。これに伴って学校現場では、教職員の過度の負担や、健康不安が生じており、ただちに対応することが求められます。

以上のことから、下記について緊急に要請します。

記

1. 新型コロナウイルス感染症の感染拡大を抑えるため、すべての府立高校の生徒・教職員について、公費による定期的なPCR検査を実施し、無症状感染者の発見・保護・追跡を徹底すること。
2. 緊急事態宣言やまん延防止等重点措置の適用下においても、保健所が、新型コロナウイルス感染症に関する本来業務を迅速かつ十分に行えるよう、大阪府として人員増などの抜本的体制強化をただちに行うこと。
3. 積極的疫学調査など、保健所の業務への協力のために、教職員の長時間・過密労働が生じていることから、その解消に向けて必要な人員増をただちに行うこと。また、これらの業務は、給特法の超勤4項目に該当しないことから、実際に生じている超過勤務に対し手当を支給すること。
4. 濃厚接触者等のPCR検査に関する業務など、感染の危険が著しく高い業務を教職員に行わせないこと。万一行わせる場合は、防護服の支給等、必要かつ十分な感染防止対策を府の責任で行うこと。また、これらの業務に対し、危険業務手当を支給すること。
5. 臨時休校や新型コロナウイルス感染症への不安から欠席している生徒への対応などで「オンライン学習」が必要となり、その準備、実施のために教職員の長時間・過密労働が生じている。その解消に向けて、増加している業務に見合う人員増をただちに行うこと。
6. コロナ禍のもとでも安心・安全な学校教育を保障するため、少人数学級の実施や分散登校など、学校の「密」を避けるための施策を行うこと。また、コロナ禍に伴う学校の支出に対し十分な財政措置を行うこと。